

Tax news letter

## 2023年（令和5年）度税制改正大綱の主な改正点

2022年12月16日に与党より、2023年度税制改正大綱が公表されました。本ニュースレターでは特に個人富裕層、中小企業オーナー及び中小企業に関係する主な改正点を中心にご紹介いたします。

なお、税制改正の詳細は改正法案等の公表を待たなければならず、今後の国会審議等により内容に変更が生じる可能性があります。また、本文の右側に記載した解説は、現時点で公表されている資料に基づいた筆者の個人的な見解が含まれており、今後提出される法案等の内容によっては異なる取り扱いになる可能性があります。

### <目次>

- I. 法人税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2
  - 1. 株式交付制度の特例の見直し
  - 2. 特定の事業用資産の買換え特例の延長
  - 3. 中小企業者等の法人税の軽減税率
  - 4. 中小企業投資促進税制の延長
  - 5. 中小企業経営強化税制の延長
  - 6. 防衛財源確保のための税制措置
  
- II. 所得税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3
  - 1. NISAの抜本的拡充・恒久化
  - 2. スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設等
  - 3. 相続空き家を譲渡した場合の3,000万円控除の見直し
  - 4. 超高所得者に対する課税の強化
  - 5. 給与の源泉徴収・年末調整関係手続きの見直し
  
- III. 相続税・贈与税・・・・・・・・・・・・・・・・P6
  - 1. 3年内の生前贈与加算の見直し
  - 2. 相続時精算課税制度の見直し
  - 3. 教育資金の一括贈与に係る非課税措置の見直し
  - 4. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置の見直し
  - 5. 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度
  - 6. 相続税の更正の請求の見直し
  - 7. マンションの相続税評価額について（検討）
  
- IV. その他の税目・・・・・・・・・・・・・・・・P7
  - 1. インボイス制度の見直し
  - 2. 電子帳簿保存制度の見直し
  - 3. 土地の所有権移転登記に係る登録免許税の特例
  - 4. 加算税制度の見直し

## I. 法人税

### 1. 株式交付制度の特例の見直し

株式交付に応じた株主の株式の譲渡益課税の繰延べ特例の対象から、株式交付後に株式交付親会社が同族会社（非同族の同族会社を除く）に該当する場合を除外する（所得税についても同様とする）。この改正は、2023年10月1日以後に行われる株式交付について適用する。

#### <株式交付>

株式会社が他の株式会社をその子会社とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付することをいう（会社法第2条32号の2）。

### 2. 特定の事業用資産の買換え特例の延長

次の見直しを行った上で、その適用期限を3年延長する（所得税についても同様とする）。

- (1) 長期所有の土地・建物等から国内にある土地・建物等への買換えについて、東京23区から集中地域以外の地域への本店等の移転に伴う買換えの場合の課税の繰延べ割合を90%（現行：80%）に引き上げ、集中地域以外の地域から東京23区への本店等の移転を伴う買換えの課税の繰延べ割合を60%（現行：70%）に引き下げる。
- (2) 既成市街地等の内から外への買換えを適用対象から除外する。
- (3) 先行取得の場合、一定の特例の適用を受ける場合を除き、譲渡資産の譲渡日又は買換資産の取得日のいずれか早い日の属する3か月ごとの期間の末日の翌日以後2か月以内に本特例の適用を受ける旨、適用を受けようとする措置の別、取得予定資産又は譲渡予定資産の種類等を記載した届出書を税務署に届出ることを適用要件に加える（2024年4月1日以後の譲渡から適用）。

### 3. 中小企業者等の法人税の軽減税率

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例（15%）の適用期限を2年延長する。

### 4. 中小企業投資促進税制の延長

対象資産から、コインランドリー業（主要な事業であるものを除く）の用に供する機械装置で、その管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外する等の見直しを行った上で、適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする）。

### 5. 中小企業経営強化税制の延長

特定経営力向上設備等の対象からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外した上で、適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする）。

## 【税制改正の方向】（解説）

### 【増税】

2021年3月1日から施行された株式交付制度ですが、企業オーナーが自社株を資産管理会社に移転するなど、節税に利用されているとの批判があったことから、株式譲渡益課税の繰延べの対象から同族会社を除外します。

同族会社となる親会社に株式交付により株式を移転した場合は、株式の譲渡益課税が課されることになるため、株価対策等のための株式交付の利用に制限がかかることとなります。

### 【減税】

10年超保有資産の買換え特例について3年間期限が延長されますが、東京23区から地方への本店移転については繰延べ割合を10%引き上げ、逆に地方から東京23区への本店移転については10%割合を引き下げます。

首都圏、近畿圏、中部圏の一定の既成市街等の内から外への買換えが特例の対象から除外されます。

事後的に譲渡資産と買換資産とを紐づけることを防止するため、事業年度を3か月ごとに区分し、対象資産を譲渡した日又は取得した日のいずれか早い日の属する各期間の末日の翌日から2か月以内に届出書を税務署に提出する措置が導入されます。

### 【減税】

中小企業者等の年800万円以下の所得に対する軽減税率（19%⇒15%）の期限を延長します。

### 【減税】

30%特別償却又は7%（特定中小企業者等は10%）の税額控除の特例を2025年3月31日まで延長します。ただし、節税商品として利用されているコインランドリー設備を対象資産から除外します。

### 【減税】

100%特別償却又は7%（特定中小企業者等は10%）の特別控除の特例を2025年3月31日まで延長しますが、コインランドリー設備等が除外されます。

## 6. 防衛財源確保のための税制措置

防衛費の財源確保のため、税制部分については2027年度に向けて複数年かけて段階的に実施することとし、2027年度において、1兆円強を確保する。具体的には法人税、所得税及びたばこ税について、以下の措置を講ずる。なお、以下の措置の施行時期は、2024年以降の適切な時期とする。

### (1) 法人税

法人税額に対し、税率4~4.5%の新たな付加税を課す。中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から500万円を控除することとする。

### (2) 所得税

所得税額に対し、当分の間、税率1%の新たな付加税を課す。一方、復興特別所得税の税率を1%引き下げるとともに、課税期間を延長する。

### (3) たばこ税

3円/1本相当の引上げを、段階的に実施する。

## II. 所得税

### 1. NISAの抜本的拡充・恒久化

現行の一般NISA及びつみたてNISAについて、2023年末で買付を終了し、2024年から非課税保有期間を無期限化する新NISA制度を恒久的な措置として開始する。

#### (1) つみたて投資枠

長期・積立・分散投資の一定の投資信託を対象とするNISAで、年間の投資上限額は120万円とし、生涯の限度額を成長投資枠と合算で1,800万円とする。

#### (2) 成長投資枠

上場株式への投資が可能なNISAで、年間の投資上限額は240万円とし、生涯の限度額1,200万円とする（つみたて投資枠と合算で1,800万円が限度）。

<新NISA制度>

項目	つみたて投資枠	成長投資枠
年間投資上限額	120万円	240万円
非課税保有期間	無期限化	同左
生涯非課税限度額	1,800万円（うち成長投資枠は1,200万円）	
口座開設期間	恒久化	同左
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の投資信託	上場株式・投資信託等（高レバレッジ投資信託を除外）
対象年齢	18歳以上	同左

#### (3) 現行制度との関係

2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度における非課税限度額の外枠で、現行の非課税措置を継続する。

### 【増税】

防衛財源確保のための増税ですが、法人税、所得税、たばこ税で実施されます。

法人税については、所得金額ベースで2,400万円に相当する税額控除（500万円）を設けた上での付加税となります。

なお、付加税率は所得ではなく、法人税や所得税額にかけることとなりますので、法人実効税率は、付加税4%の場合は30.63%、付加税4.5%の場合は30.75%となり、現状の29.74%から約1%のアップとなります。

所得税は2037年までとされていた2.1%の復興特別所得税を1%引き下げて、期間を延長することで、1%分を防衛財源に充てます。

施行時期は2024年度税制改正で改めて検討されるため、具体的な時期は明記されていません。

### 【減税】

2024年1月から新しいNISAがスタートします。現行の非課税保有期間は、一般NISAが5年間、つみたてNISAが20年間ですが、新制度では保有期間の制限を撤廃し無期限化します。

年間の投資金額の上限については、現行のつみたてNISAが40万円、一般NISAが120万円でしたが、新制度における「つみたて投資枠」は120万円、「成長投資枠」は240万円となります。

また、現行のつみたてNISAと一般NISAは選択制でしたが、新制度では、「つみたて投資枠」と「成長投資枠」の併用が可能です。

一生涯の非課税限度額については、現行のつみたてNISAが800万円、一般NISA600万円（選択制）でしたが、「つみたて投資枠」と「成長投資枠」を合わせて1,800万円に設定します。そのうち、「成長投資枠」の限度額は1,200万円です。生涯非課税限度額については、枠の再利用が可能で、株式等を売却した場合には、その分の非課税投資枠が復活します。

現行のNISA制度は2023年末まで存続しますが、そこまでに投資した商品については、新制度の非課税限度額には影響させずに、現行の取扱いを継続します。

ジュニアNISAの新規の口座開設は2023年末で終了となります。

## 2. スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設等

### (1) 特定中小会社が設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等の特例

設立年において、次の要件を満たす株式会社により設立の際に発行される株式（以下「特定株式」）を払込により取得した居住者は、その取得した年分の株式等の譲渡所得から、その特定株式の取得に要した金額の合計額（20億円が上限）を控除する特例を創設する。

#### <対象会社の要件>

- ① 設立後1年未満の中小企業者であること。
- ② 販売費及び一般管理費の出資金額に対する割合が100分の30を超えることその他の要件を満たすこと。
- ③ 特定の株主グループの有する株式の総数が発行済株式総数の100分の99を超える会社でないこと。
- ④ その他一定の要件。

### (2) エンジェル税制の見直し

特定中小会社等へ投資した年に受けられる特例と特定株式の売却により損失が生じた場合に受けられる特例（いわゆるエンジェル税制）について、次の措置を講ずる。

- ① 特定新規中小企業者又は設立後10年以内の一定の中小企業者へ投資した場合、投資金額をその年の他の株式等の譲渡所得から控除（20億円が上限）する制度を創設する。
- ② 外部資本要件を1/6以上から1/20以上に引き下げるなど、要件の緩和を行う。

### (3) 適用時期

上記(1)と(2)の制度は、2023年4月1日以降の再投資について適用する。

## 3. 相続空き家を譲渡した場合の3,000万円控除の見直し

相続した空き家を譲渡した場合の3,000万円控除の特例について、次の措置を講じた上で適用期限を2027年12月末まで4年延長する。

- (1) 一定の被相続人居住用家屋が譲渡の時から譲渡日の属する年の翌年2月15日までの間に家屋の取り壊し等又は耐震基準に適合することとなったときは、本特例の適用対象とする。
- (2) 相続等による被相続人居住用家屋及びその敷地を取得した相続人の数が3人以上である場合における特別控除の額を2,000万円とする。
- (3) 上記の改正は、2024年1月1日以後に行う譲渡について適用する。

## 【減税】

保有する株式を売却し、その資金により起業した場合、その投資金額を他の株式の売却益から控除し、売却益に対する課税を免除する制度を創設します。

課税免除の金額は、20億円を上限とする投資金額とし、20億円を超える投資金額については、特定株式の取得価額から控除されるため、課税の繰延べ扱いになります。なお、この特例はエンジェル税制との選択適用となります。

現行のエンジェル税制は、保有株式の売却益をスタートアップに再投資すると課税が繰延べられる（スタートアップ株式の売却段階で課税される）制度ですが、エンジェル投資家がプレシード・シード期のスタートアップに再投資を行った場合に、課税の繰延べではなく、保有株式の売却益に対する課税を免除する制度を創設します。なお、20億円を越える投資については、従来の枠組みと同様に課税の繰延べ扱いとなります。

また、プレシード・シード期のスタートアップへの投資を一層呼び込むため、エンジェル税制の要件緩和も行います。

## 【減税・増税】

相続した空き家（実家）を相続後3年目の年末までに売却した場合、売却益から3,000万円を控除できる特例です。

現行は、売却する前に家屋を取り壊すか又は耐震改修工事を行うことが特例適用の条件となっていました。売却後（翌年2月15日まで）に買主が取り壊し等を行った場合もOKとなります。

複数の相続人が空き家を共有で相続し売却した場合は相続人1人あたり3,000万円の控除が適用できますが、3人以上いる場合は2,000万円に減額されます。

#### 4. 超高所得者に対する課税の強化

その年分の基準所得金額から3億3,000万円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額がその年分の基準所得税額を超える場合には、その超える金額に相当する所得税を課税する措置を講ずる。なお、2025年分以後の所得税について適用する。

(注1) 基準所得金額とは、その年分の所得税について上場株式等の譲渡所得や配当所得等の申告不要制度を適用しないで計算した合計所得金額（各種特別控除後）をいう。

(注2) 合計所得金額には、源泉分離課税の対象となる所得金額やNISA制度及び特定中小会社が設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等の特例において非課税とされる金額を含まないものとする。

(注3) 基準所得税額とは、その年分の基準所得金額に係る所得税の額（外国税額控除前の税額）をいう。

##### <計算例>

給与所得：500,000千円

株式譲渡所得：3,500,000千円

##### ① 通常の所得税額

総合課税分220,204千円 + 分離課税分525,000千円  
= 745,204千円

##### ② 判定税額

$(4,000,000 \text{千円} - 330,000 \text{千円}) \times 22.5\% = 825,750 \text{千円}$

∴ ① < ②のため追加課税が発生

##### ③ 加算税額

② - ① = 80,546千円

#### 5. 給与の源泉徴収・年末調整関係手続きの見直し

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書について、記載すべき事項が前年の申告内容と異動がない場合には、その異動がない旨の記載によることができることとする（2025年分の扶養控除等申告書から適用する）。

(2) 給与所得者の保険料控除申告書について、親族の保険料を支払った場合の申告者との続柄や保険金等の受取人との続柄の記載を要しないこととする（2024年10月1日以後に提出する保険料控除申告書から適用する）。

(3) 源泉徴収票の提出方法について、次の見直しを行う（2027年1月1日以後に提出する源泉徴収票について適用する）。

① 市区町村に給与支払報告書を提出した場合には、税務署に源泉徴収票を提出したものとみなす。

② 税務署へ提出不要とする給与の源泉徴収票の範囲を、年の中途において退職した居住者に対する給与等の支払金額が年30万円以下である場合等に変更する。

(4) 給与の源泉徴収票等を電子データで従業員等に提供するための要件である従業員等の承諾手続きに、回答期限までに拒否する旨の回答をしない場合は、その承諾を得たものとみなす方法を加える。

#### 【増税】

年間の所得金額が1億円を超えると税負担率が下がって行くいわゆる“1億円の壁”の是正に向け、極めて高い水準にある高額所得者に対して、所得税の追加課税措置を設けます。

追加負担が生じる平均的な所得水準は約30億円、対象者は200人～300人と見込まれており、所得金額50億円で2%～3%程度の追加負担となる見込みです。

株式や不動産の譲渡などの分離課税（所得税率15%）の所得が多い人ほど税負担率が下がりますので、例えば株式の譲渡所得のみの場合は、約10億円で追加課税が発生します。

左記の計算例では、改正前の税負担率は18.6%（745,204千円÷4,000,000千円）ですが、改正後は20.6%（825,750千円÷4,000,000千円）の税負担率となります。

なお、住民税に追加課税はなく、所得税のみの取扱いです。

#### 【-】

年末調整時に会社に提出する扶養控除申告書や保険料控除申告書の記載内容について一部省略可能となります。

扶養控除申告書については、前年と同じであることを記載すれば、個別の記載は不要となります。

保険料控除申告書は、システムで控除証明書の電子データを取り込んでも続柄は自動入力されないことから、手入力による補完が必要となっていました。記載を不要とします。

現行は、源泉徴収票を税務署、給与支払報告書を従業員の居住地の地方公共団体にそれぞれ提出する必要がありますが、給与支払報告書の提出のみでOKとなります。

従業員に源泉徴収票等を電子交付するために必要な従業員の承諾手続きを簡素化します。

### Ⅲ. 相続税・贈与税

#### 1. 3年内の生前贈与加算の見直し

相続開始前に贈与があった場合における相続税の課税価格への加算期間等について、次の見直しを行う。なお、下記の改正は2024年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用する。

- (1) 相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該相続の開始前7年以内（現行：3年以内）に被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合には、当該贈与により取得した財産の価額を相続税の課税価格に加算することとする。
- (2) 上記のうち、相続開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産は、100万円を控除した残額を加算の対象金額とする。

#### 2. 相続時精算課税制度の見直し

相続時精算課税制度について、次の見直しを行う。

- (1) 相続時精算課税で受けた贈与については、現行の基礎控除とは別途、課税価格から110万円を控除できるとし、贈与者が死亡した場合には、相続税の課税価格に加算される贈与財産から当該金額を除外する。
- (2) 相続時精算課税により贈与を受けた土地又は建物が贈与者の死亡に係る相続税申告書の提出期限までに災害によって一定の被害を受けた場合には、相続税の課税価格に加算される土地又は建物の評価額は、当該災害により被害を受けた部分に相当する額を控除した金額とする。
- (3) 上記(1)の改正は、2024年1月1日以後に贈与により取得する財産から、上記(2)は、2024年1月1日以後に生ずる災害により被害を受けた場合について適用する。

#### 3. 教育資金の一括贈与に係る非課税措置の見直し

以下の見直しを行ったうえで、適用期限を2026年3月31日まで3年延長する。

- (1) 教育資金管理契約の期間中に贈与者が死亡した場合において、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは、受贈者が23歳未満である場合等であっても、未使用残額を受贈者が相続により取得したものとみなす。
- (2) 受贈者が30歳に達した場合等において、未使用残額に贈与税が課税されるときは、一般税率を適用することとする。
- (3) 上記(1)の改正は、2023年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る相続税・贈与税について適用する。

#### 4. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置の見直し

受贈者が50歳に達した場合等において、未使用残高に贈与税が課税されるときは、一般税率を適用することとした上で、適用期限を2025年3月31日まで2年延長する（2023年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用）。

#### 【増税】

暦年課税制度が廃止され、相続時精算課税制度に一本化されるとの観測もありましたが、暦年課税と相続時精算課税の選択制を引き続き維持します。

ただし、暦年課税の生前贈与加算が7年に延長され、延長した4年間に受けた贈与については、総額100万円まで相続財産に加算しないこととします。

2024年1月以降に受けた贈与について加算期間が延長されますので、2023年分までの贈与については、加算期間は3年のままです。

なお、対象者は相続又は遺贈により財産を取得した者である点に変更はないため、孫などの相続で財産を取得しない者への贈与については、影響はありません。

#### 【減税】

暦年課税に比べて利用者が圧倒的に少ない相続時精算課税ですが、使い勝手を良くするための見直しが行われます。

暦年課税の基礎控除とは別枠で毎年110万円を非課税とし、この非課税金額は贈与者の死亡時に相続税の課税価格に加算されないこととなります。

現行ではすべての相続時精算課税適用財産について、贈与時の時価で相続税の課税価格に加算されますが、被災した土地・建物は相続時に再計算できる仕組みを取り入れます。

#### 【減税】

現行1,500万円の非課税限度額を維持し、期限を3年延長します。

ただし、贈与者が死亡した時点の未利用残高が相続財産へ加算される対象から、受贈者が23歳未満の場合や学校等に在学中の場合等が除かれていましたが、当該贈与者に係る相続税の課税価格の合計（≒小規模宅地特例等の適用後の遺産総額）が5億円を超える場合には、受贈者の年齢等に関わらず、残高を相続財産に加算することとします。

契約終了時の残高に贈与税が課税される場合の税率は特例税率ではなく、本則税率が適用されます（結婚・子育て資金の一括贈与についても同様です）。

## 5. 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度

医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等における移行期限を、移行計画の認定の日から起算して5年（現行：3年）を越えない範囲内のものとした上で、適用期限を2026年12月31日まで3年3か月延長する。

## 6. 相続税の更正の請求の見直し

相続税の除斥期間が満了する日以前6か月以内に、一部の相続人から更正の請求があった場合には、課税価格や税額に異動が生じる他の相続人に係る除斥期間についても、当該更正の請求があった日から6か月を経過する日まで、延長することとする。

上記の改正は、2023年4月1日以後に申告書の提出期限が到来する相続税について適用する。

## 7. マンションの相続税評価額について（検討）

マンションについては、市場での売買価格と通達に基づく相続税評価額とが大きく乖離しているケースが見られる。現状を放置すれば、マンションの相続税評価額が個別に判断されることもあり、納税者の予見可能性を確保する必要もある。

このため、相続税におけるマンションの評価方法については、相続税法の時価主義の下、市場価格との乖離の実態を踏まえ、適正化を検討する。

# IV. その他の税目

## 1. インボイス制度の見直し

### (1) 小規模事業者に対する納税額の負担軽減措置

インボイス発行事業者が2023年10月1日から2026年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者がインボイス発行事業者になったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより免税事業者でなくなる場合には、その課税期間における消費税の納税額を売上に係る消費税額の2割とすることができることとする。

インボイス発行事業者が、負担軽減措置の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記するものとする。

なお、負担軽減措置の適用を受けたインボイス発行事業者が、当該適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を税務署に提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を認めることとする。

（注1）課税期間短縮の特例の適用を受ける課税期間及び2023年10月1日前から課税事業者選択届出書の提出により引き続き事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる同日の属する課税期間については適用しない。

### 【減税】

出資持分ありの医療法人が持分なし医療法人へ移行する期間に発生する相続税・贈与税を猶予し、移行後にその猶予税額を免除する制度です。

### 【-】

更正の請求ができる期間ぎりぎりに一部の相続人から更正の請求があり、他の相続人の税額が変わる場合は、他の相続人が更正の請求をできる期間を延長します。

### 【増税】

2022年4月の最高裁判決（不動産評価について総則6項の適用が争われた事例）以降、相続税評価額と鑑定価格等との乖離に対する批判の高まりや、取引の手控えによる市場への影響を懸念する向きも見られることから、早期にマンションの評価に関する通達を見直す必要があり、通達改正が検討されます。

### 【-】

インボイスを発行するためには課税事業者でなければならないため、免税事業者は取引継続のために課税事業者への転換の選択に迫られることになります。

課税事業者になることを選択した者の負担を軽減するため、インボイス制度の開始から3年間は、預り消費税の20%のみを納税額とする激変緩和措置が設けられます。

現行の簡易課税制度も課税売上的一定のみなし仕入れ率（90%～40%）を乗じた額を課税仕入れとして控除し、預り消費税の10%～60%を納税する制度となっています。

簡易課税制度は、事前に選択届出書の提出が必要ですが、この負担軽減措置の適用に当たっては、事前の届出は求めず、申告時に選択適用できます。

(注2) 課税事業者選択届出書を提出したことにより2023年10月1日の属する課税期間から事業者免税点制度の適用を受けられないこととなるインボイス発行事業者が、当該課税期間中に課税事業者選択不適用届出書を提出したときは、当該課税期間からその課税事業者選択届出書は効力を失うこととする。

(2) 中小事業者等に対する事務負担の軽減措置

基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者が、2023年10月1日から2029年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿の保存のみで仕入税額控除を認める経過措置を講ずる。

(3) 少額な返還インボイスの交付義務の見直し

値引き等を行った際にも売手と買手の税率と税額の一致を図るために、返還インボイスの交付義務が課されることとなるが、売上に係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には、返還インボイスの交付義務を免除する。

(4) インボイス発行事業者の登録制度について、次の見直しを行う。

- ① 2023年10月1日からインボイス発行事業者の登録を受けようとする事業者が、その申請期限後に提出する登録申請書に記載する困難な事情については、運用上、記載がなくとも改めて求めないものとする。
- ② 免税事業者がインボイス発行事業者の登録申請書を提出し、課税期間の初日から登録を受けようとする場合には、当該課税期間の初日から起算して15日前の日（現行：1か月前の日）までに登録申請書を提出しなければならないこととする。この場合において、当該課税期間の初日後に登録がされたときは、同日に登録を受けたものとみなす。
- ③ インボイス発行事業者が登録の取消しを求める届出書を提出し、その提出があった課税期間の翌課税期間の初日から登録を取り消そうとする場合には、当該課税期間の初日から起算して15日前の日（現行：30日前の日の前日）までに届出書を提出しなければならないこととする。
- ④ 経過措置の適用により、2023年10月1日後にインボイス発行事業者の登録を受けようとする免税事業者は、その登録申請書に、提出する日から15日を経過する日以後の日を登録希望日として記載するものとする。この場合において、当該登録希望日後に登録がされたときは、当該登録希望日に登録を受けたものとみなす。

インボイス制度開始後は、原則課税により消費税を計算する者は、インボイスの保存がなければ仕入税額控除が不可となりますが、中小事業者等の事務負担を軽減するため、基準期間の課税売上高が1億円以下（又は前事業年度の上半期の課税売上高が5,000万円以下）の事業者は制度開始から6年間、1万円未満の課税仕入れはインボイスの保存が不要となります。

値引きを行った場合は、値引き金額や消費税額等を記載した返品伝票といった書類（返還インボイス）の交付義務が課せられますが、例えば、決済の時に買い手側の都合で差し引かれた振込手数料やその他の経費を値引きとして処理した場合など、1万円未満の少額な値引きについては、返還インボイスの交付は不要となります。

2023年3月31日の登録申請期限について柔軟な対応を行うため、4月1日以後の登録申請であっても、申請書に期限後となった「困難な事情」を記載しなくてもOKとなります。

その上で、インボイス制度開始後においても弾力的な対応ができるよう、申請から登録までの期間等を短縮します。

インボイス制度については、以上の改正を行った上で、いよいよ2023年10月1日からスタートします。



## 2. 電子帳簿保存制度の見直し

### (1) システム対応が間に合わなかった事業者等への対応

電子取引の電子データを保存要件に従って保存をすることができなかったことについて、相当の理由がある保存義務者に対して、税務署長が相当の理由があると認め、かつ、電子データのダウンロードの求め及びデータの出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る）の提示の求めに応じることができるようにしている場合には、その保存要件にかかわらず、電子データの保存をすることができることとする。

### (2) 電子取引の取引情報に係る電子データ保存要件の見直し

- ① ダウンロードの求めへの対応を前提に全ての検索機能の確保の要件が不要となる事業者の売上高基準を5,000万円に引き上げる。
- ② データを出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日及び取引先ごとに整理されたものに限る）の提示・提出の求め及びそのデータのダウンロードの求めに応じることができる場合は、検索機能確保の要件を不要とする。
- ③ 電子データの保存を行う者等に関する情報の確認要件を廃止する。

### (3) スキャナ保存要件の見直し

- ① 国税関係書類に係る記録事項の入力（読み取り）を行う者等の情報の確認要件を廃止する。
- ② 国税関係書類をスキャナで読み取った再の情報（解像度・階調・大きさ）の保存要件を廃止する。
- ③ 相互関連性要件について、帳簿の記録事項との間に、相互にその関連性を確認することができるよう求める書類を契約書・領収書等の重要書類に限定する。

### (4) 優良電子帳簿の範囲の見直し

優良電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置の対象帳簿の範囲を次のとおりとする。

現行：仕訳帳・総勘定元帳その他必要な帳簿（全て）

改正後：仕訳帳・総勘定元帳その他必要な帳簿（以下の補助帳簿に限定）

記載事項	帳簿の具体例
売上その他収入に関する事項	売上帳
仕入れその他経費（賃金・給料・法定福利費・厚生費を除く）に関する事項	仕入帳、経費帳（賃金台帳を除く）
売掛金に関する事項	売掛帳
買掛金に関する事項	買掛帳
手形上の債権債務に関する事項	手形記入帳
その他の債権債務に関する事項	貸付帳、借入帳、未決済項目に係る帳簿
有価証券に関する事項	有価証券受払い簿
減価償却資産に関する事項	固定資産台帳
繰延資産に関する事項	繰延資産台帳

### 【-】

電子取引データの保存についての2年間の経過措置は2023年12月末をもって廃止となりますが、システム対応を相当の理由により行うことができなかった事業者については、出力書面の保存に加え、データのダウンロードに応じることができるようにしておけば、検索機能の確保の要件等を不要として、データの保存を可能とする新たな緩和措置を設けます。

この措置により、特別なシステムを導入したり、Excelなどで牽引簿を作成したりするなどのコストや手間をかけなくても対応が可能となります。

現行は売上高が1,000万円以下である事業者は、すべての検索機能の確保が不要とされていますが、この基準を5,000万円以下に引き上げます。なお、ダウンロードの求めへの対応が前提です。

さらに、取引先や取引年月日ごとに整理された状態で整理された書面を保存し、データのダウンロードにも応じることができる場合も検索機能の確保の要件を不要とします（売上高の基準なし）。

スキャナ保存制度についても要件が緩和され、入力担当者の情報確認と読み取り情報の保存要件も不要とします。また、帳簿とスキャンデータとが相互に関連性を確認できることを求める書類を契約書・領収書、納品書、請求書などの重要書類に限定します。

過少申告加算税の軽減措置の対象となる優良電子帳簿については、すべての帳簿書類の電子保存が必要であり、例えば貸金台帳など経理部で管理できない帳簿も一定の保存要件を満たした保存等が必要であることから、ボトルネックとなっていました。

改正により、対象帳簿が限定列挙され、貸金台帳が除外されましたので、優良電子帳簿の要件をクリアしやすくなります。

これらの電子帳簿保存法に関する改正は2024年1月1日以後について適用されます。

### 3. 土地の所有権移転登記に係る登録免許税の特例

土地の売買による移転登記に係る登録免許税の軽減措置(2.0%⇒1.5%)を2年延長する。

### 4. 加算税制度の見直し

#### (1) 高額な無申告等に対する加算税割合の引上げ

無申告加算税の割合について、現行の15%(納付税額50万円超の部分は20%)を、納付税額が300万円を超える部分に対する割合を30%に引き上げる。

調査通知以後に、かつ、更正予告前にされた期限後申告等については、納税額が300万円を超える部分に対する割合を25%とする。

#### (2) 一定期間繰り返し行われる無申告に対する加算税割合の引上げ

前年度及び前々年度の国税について、無申告加算税又は無申告重加算税を課された者が行う更なる無申告行為に対して課される無申告加算税又は無申告重加算税を10%加重する。

#### (3) 上記の改正は、2024年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用する。

#### 【-】

2023年3月31日までの適用期限を2年延長します。

#### 【増税】

申告義務を認識していなかったと言いやい難い規模の高額無申告について、納税額が300万円を超える部分のペナルティとして無申告加算税の割合を30%(現行20%)に引き上げます。

ただし、例えば相続税において、他の相続人の財産が事後的に発覚した場合など、本人の責めに帰すべき事由がない場合には適用されません。

無申告が繰り返されても、無申告加算税の税率は一律でしたが、無申告行為を未然に防止する観点から、一定期間繰り返し行われる無申告については加算税を10%加重する措置を講じます。

-----  
税制改正に関するより詳しい情報に関しては下記までお問い合わせください。

税理士法人 TOMO 税理士 小高育幸  
(川崎支店) Tel.044-440-3017